

刀狩令 かたながりれい

一、諸国の百姓が、刀・脇指・弓・やり・鉄砲、そのほか武具のたぐいを所持する事は堅く禁止する。詳細を述べると、無用な道具をたくわえ、年貢や雑税（の納入）をしぶり、もし一揆を企てて、（所領の）給人に對してよからぬ行いをなす者たちがいたら、当然処罰する。：その国の大名、給人、代官ごとに右に記した武具をすべて集めて差し出すようにせよ。（第二条略）

一、百姓は農具さえ所持して耕作に専念していれば、子々孫々まで長久（に身を保つことができるの）である。百姓への御憐みによつてこのようにおっしゃるのである。（これは）まことに国土の安全、万民の安樂の基礎である。：

天正十六（一五八八）年七月八日 秀吉朱印